

従業上の地位に関する国際分類の改定について

2018年10月に開催された第20回国際労働統計家会議（ICLS: International Conference of Labour Statisticians）において、従業上の地位に関する国際分類の改定案が採択された。以下にその概要を報告する。

【経緯】

- 2013年10月に開催された第19回ICLSにおいて、ILO統計部が、従業上の地位に関する国際分類（ICSE-93）の改定について言及（ICSE-93は、1993年に開催された第15回ICLSで決議）。
- 分類改定のためのワーキンググループとして「従業上の地位の国際分類改定ワーキンググループ」（以下「改定WG」という。）が設置され、2015年5月に第1回、2015年12月に第2回、2016年11月に第3回、2017年9月に第4回が開催された（我が国は、第2回から参加）。
- 雇用失業統計研究会においては、第5回（平成27年10月22日開催）、第6回（平成28年3月18日開催）、第9回（平成28年11月25日開催）及び第11回（平成29年12月14日開催）で、改定WGにおける議論や提示された資料の紹介等を行ってきた。
- 2018年10月に開催された第20回ICLSにおいて、ILO統計部より改定案が提示され、議論・修正の上、採択された。

【国際分類案の概要】

- ILOは、労働形態に対応する分類として、①労働状態に関する国際分類と、従業上の地位に関する国際分類として、②権限/従属度に基づく従業上の地位に関する国際分類及び③経済リスクに基づく従業上の地位に関する国際分類の三つの分類（別紙参照）を提示した。①は②及び③を拡張したものであり、2013年のILO決議で示された、自己使用のための生産労働等を含むあらゆる労働形態に対応するものとしている（次ページ図1参照）。
 - ① 労働状態に関する国際分類（Classification of Status at Work (ICSaW-18)）
 - ② 権限/従属度に基づく従業上の地位に関する国際分類（Classification of Status in Employment according to type of authority (ICSE-18-A)）
 - ③ 経済的リスクに基づく従業上の地位に関する国際分類（Classification of Status in Employment according to type of economic risk (ICSE-18-R)）
- 第4回改定WGで示された内容から、「1 雇用主」の区分（他者を雇用するボランティア）が削除されたほか、一部項目の名称に変更があった（別紙では第4回改定WGから変更された部分を網掛けしている）。

(図1) 2013年ILO決議で示された労働形態 (Forms of Work) の概念図

	生産物の 仕向地		自己の 最終使用		他者による使用			
労働形態	自己使用 のための 生産労働		就業 (有償労働)	無償の 研修生 労働	その他 の労働 活動	ボランティア労働		
	サー ビス	物 品				市場及 び非市 場の単 位にお ける労 働	家庭内 生産	
				物品	サー ビス			
2008年SNA との関係	SNA生産境界内の活動					SNA一般的生産境界内の活動		

【国際分類案に関する議論】

- 分類案は、概ね提示されたとおりに採択されたが、一部項目の定義や、計測方法について議論があった。主なものを以下に記す。
- **従属型請負労働者**：使用者代表やいくつかの国から、定義や識別方法が曖昧であることから分類項目にすることに對して反対意見が出た。決議案を修正の上、当該項目は分類項目として採択されたが、賛成した国からも、識別方法に関する疑問が多く述べられ、データの収集方法等については、今後の課題 (Future work) に盛り込まれることとなった。
- **雇用主**：参照期間にスポット的に人を雇った者を除外するために、雇用者の有無については「参照期間+前3週間のうち2週間」という条件が付されていたが、日本をはじめとするいくつかの国から、雇用主にだけ異なる参照期間を適用するのは妥当ではないとの意見があり、「参照期間+前3週間のうち2週間」という条件については「必要な場合は」との断り書きを付して記載することとなった。
- **起業家**：権限/従属度に基づく分類において、「独立型の労働者」と「従属型の労働者」のほかに「起業家」という分類が設けられていたが、「独立/従属」という基準とは性格が異なるとして、分類からは除かれ、全分類項目 (Cross-cutting variable) となった。
- **全分類項目 (Cross-cutting variable)**：労働状態を分類するのに必要な項目として、必要度に応じて「ICSE-18に分類するために必須なもの (required)」4つ、「労働状態の分類に不可欠なもの (essential)」14、「推奨 (recommended)」5つの分類項目が採択された。なお、「ICSE-18に分類するために必須なもの」と「労働状態の分類に不可欠なもの」に含まれる項目は、既に多くの国の労働力調査で調査されているものである。

労働状態に関する国際分類 (International Classification of Status at Work, ICSaW-18)

独立型の労働者	Independent workers
1 雇用主 11 法人企業の雇用主 12 個人企業の雇用主 13 自己使用のサービスを提供する雇用主 14 自己使用の物品を生産する雇用主	1 Employers 11 Employers in corporations 12 Employers in household market enterprises 13 Employers in own-use provision of services 14 Employers in own-use production of goods
2 雇用者無しの独立型の労働者 21 雇用者無しの法人企業の所有運営者 22 雇用者無しの個人企業の自己採算労働者 23 雇用者無しの自己使用のサービスを提供する独立型の労働者 24 雇用者無しの自己使用の物品を生産する独立型の労働者 25 自己採算のボランティア	2 Independent workers without employees 21 Owner-operators of corporations without employees 22 Own-account workers in household market enterprises without employees 23 Independent workers in own-use provision of services without employees 24 Independent workers in own-use production of goods without employees 25 Direct volunteers
従属型の労働者	Dependent workers
3 従属型請負業者 30 従属型請負業者	3 Dependent contractors 30 Dependent contractors
4 雇用者 41 無期の雇用者 42 有期の雇用者 43 短期または不定期の雇用者 44 有給の見習い、研修生、インターン	4 Employees 41 Permanent employees 42 Fixed-term employees 43 Short-term and casual employees 44 Paid apprentices, trainees and interns
5 家族補助者 51 寄与的家族従業者 52 自己使用のサービスを提供する家族補助者 53 自己使用の物品を生産する家族補助者	5 Family helpers 51 Contributing family workers 52 Family helpers in own-use provision of services 53 Family helpers in own-use production of goods
6 無償の研修労働者 60 無償の研修労働者	6 Unpaid trainee workers 60 Unpaid trainee workers
7 組織に所属するボランティア 70 組織に所属するボランティア	7 Organization-based volunteers 70 Organization-based volunteers
9 その他の無償労働者 90 その他の無償労働者	9 Other unpaid workers 90 Other unpaid workers

権限/従属度に基づく「従業上の地位に関する国際分類」

(Classification of Status in Employment according to type of authority)

独立型の労働者		Independent workers	
A 雇用主		A Employers	
11 法人企業の雇用主		11 Employers in corporations	
12 個人企業の雇用主		12 Employers in household market enterprises	
B 雇用者無しの独立型の労働者		B Independent workers without employees	
21 雇用者無しの法人企業の所有運営者		21 Owner-operators of corporations without employees	
22 雇用者無しの個人企業の自己採算労働者		22 Own-account workers in household market enterprises without employees	
従属型の労働者		Dependent workers	
C 従属型請負業者		C Dependent contractors	
30 従属型請負業者		30 Dependent contractors	
D 雇用者		D Employees	
41 無期の雇用者		41 Permanent employees	
42 有期の雇用者		42 Fixed-term employees	
43 短期または不定期の雇用者		43 Short-term and casual employees	
44 有給の見習い、研修生、インターン		44 Paid apprentices, trainees and interns	
E 寄与的家族従業者		E Contributing family workers	
51 寄与的家族従業者		51 Contributing family workers	

経済的リスクに基づく「従業上の地位に関する国際分類」

(Classification of Status in Employment according to type of economic risk)

利益型の就業労働者		Workers in employment for profit	
F 個人企業の独立型の労働者		F Independent workers in household market enterprises	
12 個人企業の雇用主		12 Employers in household market enterprises	
22 雇用者無しの個人企業の自己採算労働者		22 Own-account workers in household market enterprises without employees	
C 従属型請負業者		C Dependent contractors	
30 従属型請負業者		30 Dependent contractors	
E 寄与的家族従業者		E Contributing family workers	
51 寄与的家族従業者		51 Contributing family workers	
給与型の就業労働者		Workers in employment for pay	
G 法人企業の所有者・経営者		G Owner-operators of corporations	
11 法人企業の雇用主		11 Employers in corporations	
21 雇用者無しの法人企業の所有運営者		21 Owner-operators of corporations without employees	
D 雇用者		D Employees	
41 無期の雇用者		41 Permanent employees	
42 有期の雇用者		42 Fixed-term employees	
43 短期または不定期の雇用者		43 Short-term and casual employees	
44 有給の見習い、研修生、インターン		44 Paid apprentices, trainees and interns	

(参考) 現行の従業上の地位の国際分類 (ICSE-93)

有給雇用の職		Paid Employment jobs	
雇用者		Employees	
自営業の職		Self-employment jobs	
雇用主		Employers	
自己採算労働者		Own-account workers	
寄与的家族従業者		Contributing family workers	
生産者共同組合の組合員		Members of producers' cooperatives	